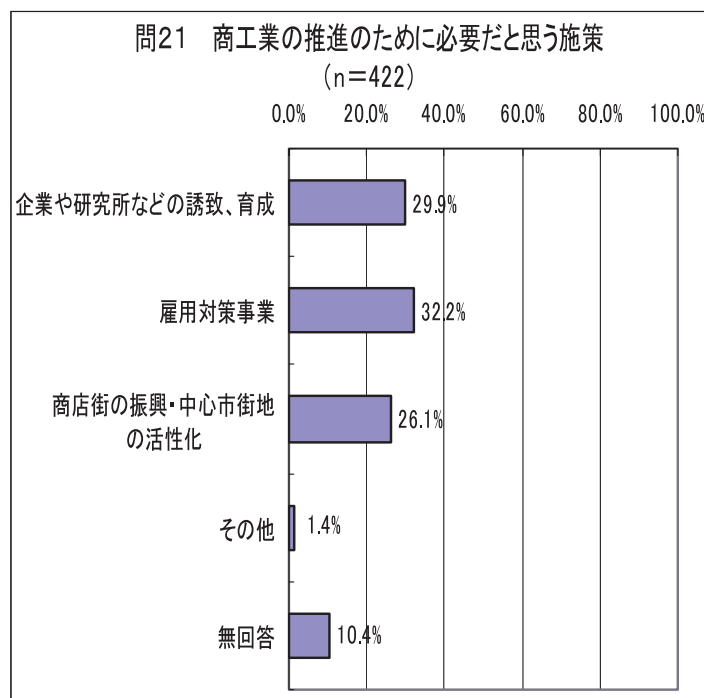


問21 商工業の推進のために、必要な施策は何ですか。

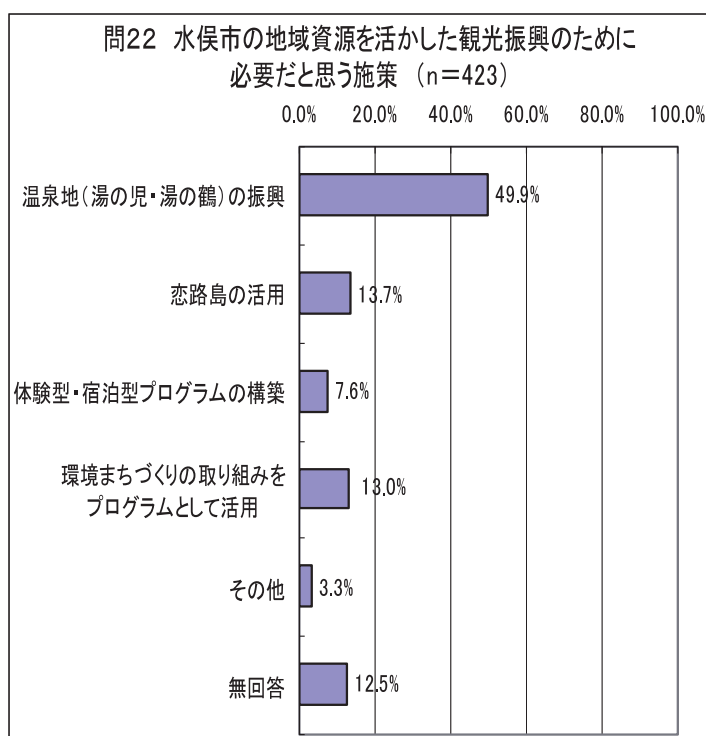
「雇用対策事業」、「企業などの誘致・育成」、「商店街の振興・中心市街地の活性化」を、30%前後の人が必要と考えています。



問22 地域資源を活かした観光振興のために、必要な施策は何ですか。

「温泉地（湯の児・湯の鶴）の振興」が最多で211人(49.9%)でした。

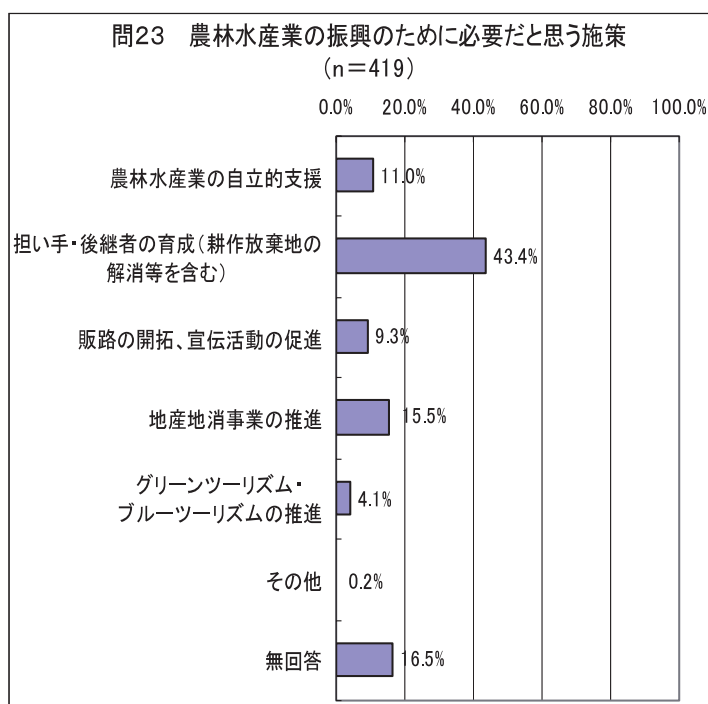
次いで「恋路島の活用」が58人(13.7%)、「環境まちづくりのプログラム化」が55人(13.0%)となっています。



問23 農林水産業の振興のために、必要な施策は何ですか。

「担い手・後継者の育成」が最多で182人（43.4%）でした。

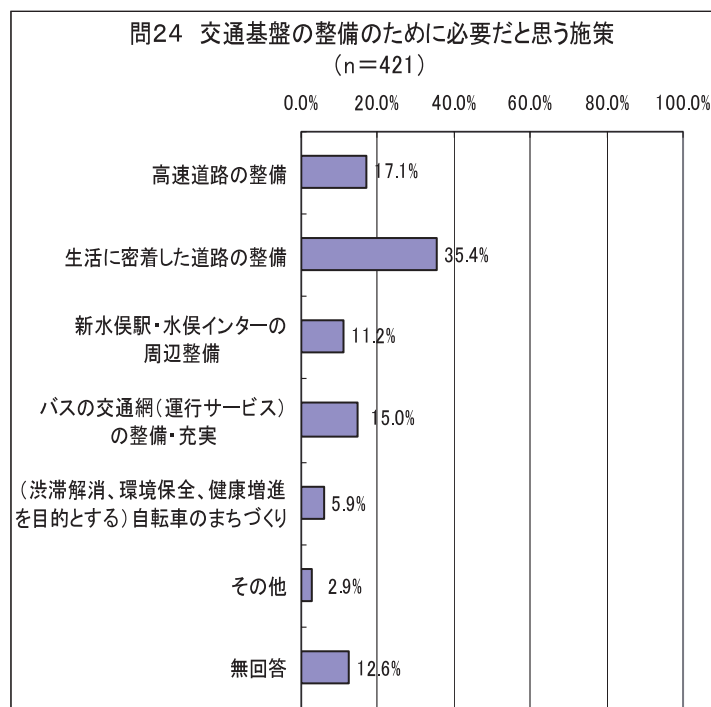
このほか、「地産地消の推進」が65人（15.5%）、「農林水産業の自立支援」が46人（11.0%）となっています。



問24 交通基盤の整備のために、必要な施策は何ですか。

「生活に密着した道路の整備」が最多で149人（35.4%）でした。

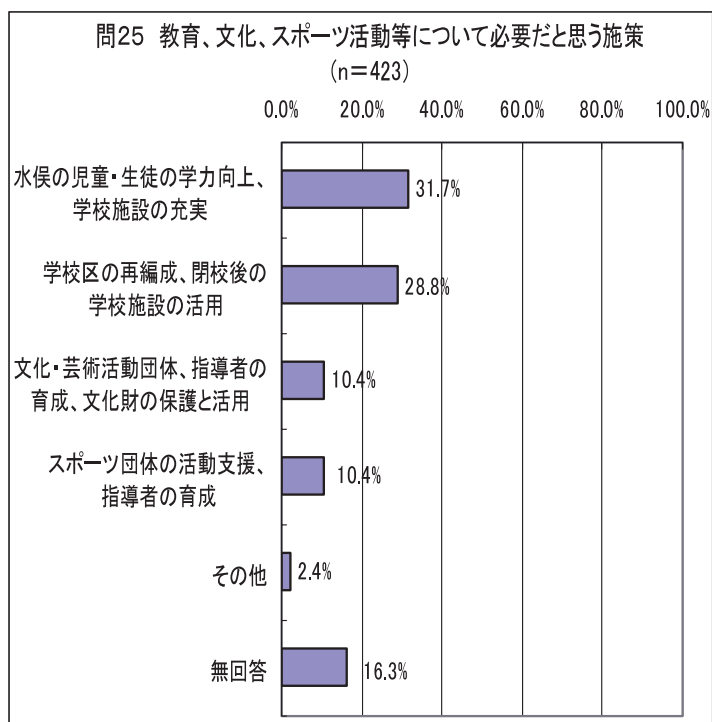
このほか、「高速道路の整備」が72人（17.1%）、「バスの交通網の整備・充実」が63人（15.0%）となっています。



問25 教育・文化・スポーツ活動等に、必要な施策は何ですか。

「児童・生徒の学力向上、学校施設の充実」が最多で134人（31.7%）でした。

また、「学校区の再編成、閉校後の学校施設の活用」も122人（28.8%）と多くなっています。

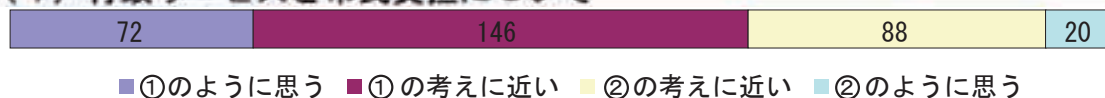


4 行政サービスのあり方や、市民と行政との関わりについて

問26 行政サービスのあり方や方向性についての考え方は？

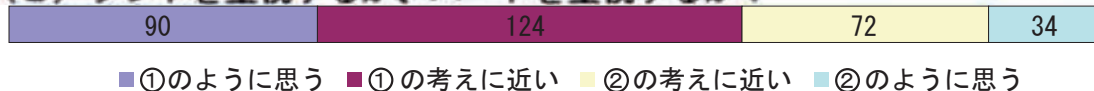
No.	考え方①	①の ように 思う	①の 考えに 近い	②の 考えに 近い	②の ように 思う	考え方②
(1)	サービス水準が低くなってもかまわないので、市民負担を軽くする	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	市民負担が増加してもよいので、サービスを充実してほしい
(2)	様々な分野の人材育成などに力を入れてほしい（ソフト重視）	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	様々な公共施設をもっと整備してほしい（ハード重視）
(3)	自治会やNPOの取り組みの推進とこれらへの業務委託の推進	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	72人 (17.2%)	公共的サービスは、これまでどおり行政が提供すべき

(1) 行政サービスと市民負担について



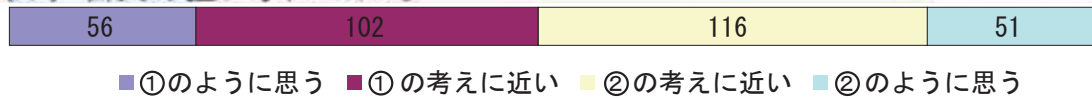
「サービス水準が低くなってもかまわないので市民の負担を軽くしてほしいと思う」、あるいは「その考えに近い」という回答の合計が218件で、「市民の負担を増加してもよいので、サービスを充実してほしい」という考え方を上回っています。

(2) ソフトを重視するか、ハードを重視するか？



「様々な分野の人材育成などに力をいれてほしいと思う」、あるいは「その考えに近い」とする「ソフト重視」の回答数が214で、「公園等の公共施設を整備してほしい」とする「ハード重視」の考え方を上回っています。

(3) 公共の担い手について

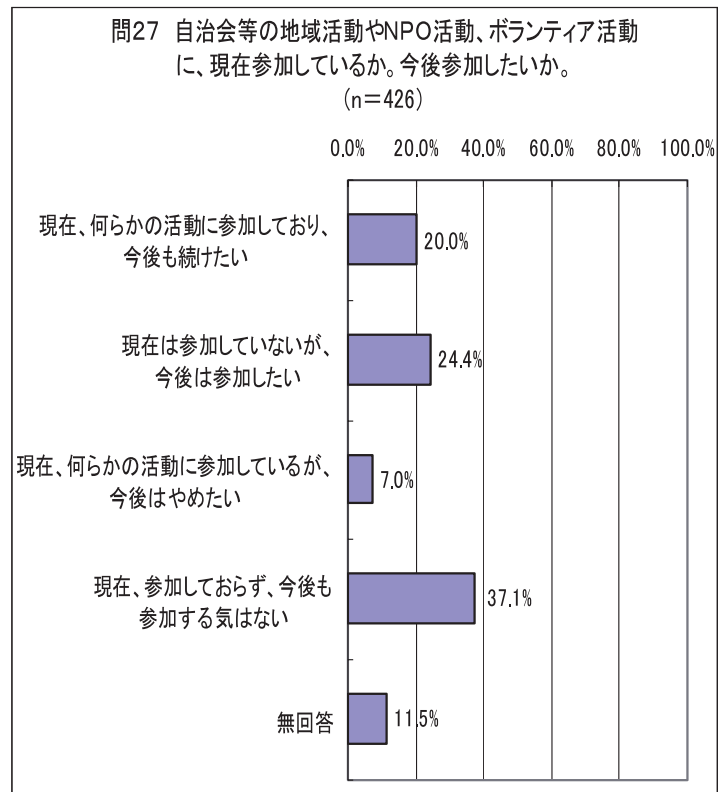


「公共的なサービスは、これまでどおり、行政が提供すべきだと思う」、あるいは「その考えに近い」という回答の合計が、「自治会やNPOの取り組みを推進し、業務の委託等を進めるべきだと思う」・「その考えに近い」の合計をわずかに上回っています。

問27 自治会等の地域活動やNPO活動、ボランティア活動への参加状況は？

「現在、参加しておらず、今後も参加する気はない」が、最多の158人(37.1%)となっており、課題が明らかになりました。

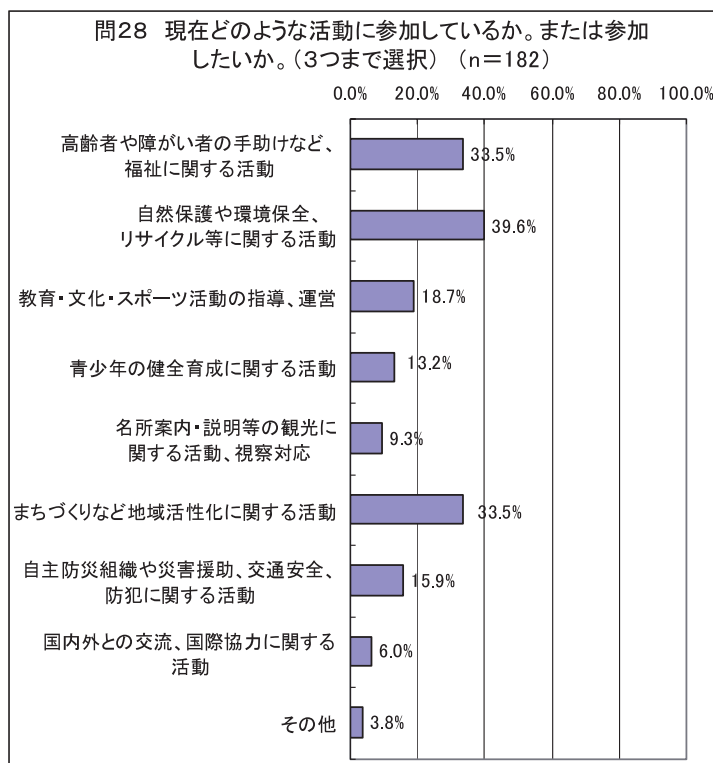
しかし、「現在は参加していないが、今後は参加したい」が104人(24.4%)、「現在、何らかの活動に参加しており、今後も続けたい」が85人(20.0%)となっていて、今後互いを支えあう地域社会の構築に向け、期待が持たれます。



問28 どのような活動に参加していますか（参加したいと思いますか）。

「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」が最多で 72 人（39.6%）でした。

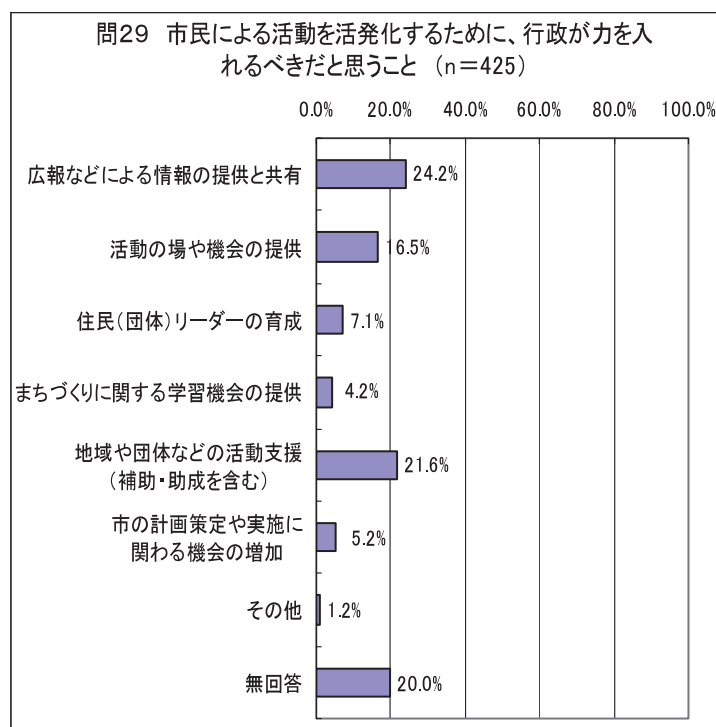
次いで、「高齢者や障がい者福祉に関する活動」及び「まちづくりなど地域活性化に関する活動」が同数で 61 人（33.5%）となっています。



問29 市民による活動を活発化するために、行政は何に力を入れるべきか？

「広報などによる情報の提供と共有」が最多で 103 人（24.2%）でした。

次いで、「地域や団体などの活動支援（補助・助成を含む）」が 92 人（21.6%）、「活動の場や機会の提供」が 70 人（16.5%）となっています。



※上記設問のほか、調査票の最後に自由記述欄を設けたところ、132 件の意見等が出されました。

小学生によるまちづくりワークショップ

今回策定する「第5次水俣市総合計画」の計画期間が終了する頃、成人になる小学生高学年（4年生～6年生）28人を対象に、「ぼくたち・私たちが大人になる頃の水俣」をテーマとしたワークショップを行いました。

1 グループ5～6人で、1班から5班に分かれ、①1つの意見を1枚のカードに要約して記述、②カードの中から似通ったものをいくつかのグループに分け、それぞれのグループに見出しをつける、いわゆるKJ法の手法を用いて整理した後、③将来どんな水俣市を築きたいのか、④そのために何ができるのかについて、グループごとにまとめました。

ここで、出された意見やアイデアは、「第5次水俣市総合計画」の参考にするとともに、将来の水俣づくりを担う小学生に、「まちづくり」を意識してもらうことを目的としています。

- (1) テーマ：「ぼくたち・私たちが大人になる頃の水俣」
 - ・各グループのテーマ
「水俣市の未来」、「10年後の水俣市」、「10年後の水俣の環境」、
「安全できれいなまちづくり」、「安全で環境のいい水俣」
- (2) 参加者：小学4年生～6年生、28人（水俣第一小学校、水俣第二小学校、水東小学校、袋小学校）

【参加児童の内訳】

学年	男子（人）	女子（人）	計（人）
4年生	2	9	11
5年生	8	4	12
6年生	3	2	5
計	13	15	28

- (3) 実施日：平成21年7月24日（金）、30日（木）、31日（金）

- (4) 討論内容

①水俣のここがすごい！

- ・ごみの分別がすごい
- ・環境モデル都市！
- ・自然が多い
- ・渋滞がない
- ・マイバッグを持ってる人が多い
- ・色々な人がやってきて交流が盛ん
- ・登校班に安全パトロール隊がくる
- ・人がやさしい
- ・元気なあいさつ
- ・イベント（海恋コンサート、祭り）があつて活気がある
- ・水俣病のことを考えている
- ・魚がうまい
- ・蜂楽まんじゅう
- ・水高がベスト8（高校野球県予選）！



②水俣のここがいやだ！

- ・ごみのポイ捨てがある
- ・ノラ猫、ノラ犬がいる
- ・エコカーがまだ少ない
- ・使えるものが捨てられている
- ・犬のフンが落ちている
- ・水俣病が発生した
- ・土砂崩れが心配
- ・人口が減っている
- ・人々の協力が足りない
- ・学力が低い
- ・不審者が出ている
- ・働くところが少ない
- ・大きな店、映画館、遊ぶところが少ない
- ・空港が遠い
- ・新幹線の本数が少ない
- ・バッチョングセンターがない
- ・地下鉄がない



③こんな水俣にしたい！

- ・ごみを捨てる人がなく、花がたくさん咲いているきれいなまち
- ・人が増えて、楽しいまち
- ・安心なまち
- ・他の市や町の人が住みたいと思うようなまち

④どんなことができるか？

- ・ポイ捨てをしない、注意する、ポスターを作る
- ・ごみを入れる袋を持ち歩く
- ・ボランティア活動

(5) 子どもたちの望む水俣とは・・・

- ◎安心して暮らせる、環境に配慮した美しいまち
(都市生活へのあこがれも…)

総合計画を各分野で推進する主な個別計画

区分	名称	コンセプト	概要	計画期間	所管
総務企画	水俣市第4次行財政改革大綱	市役所は市民の役に立つ所	効果的行財政の運営	平成21年度～24年度	総務企画部 総務課
	水俣市男女共同参画推進計画	男女（みんな）いきいき・共に輝くまち	男女が相互に認め合い、対等な考えのもとに参画できる社会づくりの推進	平成17年度～21年度 (次期作成中)	総務企画部 企画課
福祉	水俣市地域福祉計画	みとめあい、なごみあい、まごころで、たすけあう里づくり	全ての住民が安心して充実した生活を送ることができる地域社会づくりの推進	平成17年度～26年度	福祉環境部 福祉課
	水俣市障がい福祉計画	障がいを持つ人も、地域で生涯、生甲斐を持ちながら暮らせる福祉のまちづくり	障がい福祉サービスの必要見込み量の把握と確保	平成21年度～23年度	福祉環境部 福祉課
	水俣市次世代育成支援行動計画	誰もが安心して生み育てられるまち	子どもの健やかな誕生、育成に必要な事業の推進	平成17年度～21年度 (次期作成中)	福祉環境部 福祉課
	水俣市高齢者福祉及び介護保険事業計画	ひまわりプラン	高齢者福祉、保健、医療施策の総合的推進の指針、介護保険事業の推進	平成21年度～23年度	福祉環境部 健康高齢課
健康	水俣市健康増進計画		市民の健康づくり（健康管理意識の向上、病気の予防）の推進	平成20年度～24年度	福祉環境部 健康高齢課

環 境	第2次水俣市 環境基本計画	環 境 首 都 ま ち づ く り	良好な環境を確保 するための基本と なる計画	平成20年度 ～31年度	福祉環境部 環境対策課
	環 境 モ デ ル 都 市 ア ク シ ョ ン プ ラ ン		低炭素社会のモデ ルとなるまちづく りの推進	平成21年度 ～25年度	総務企画部 環境モデル 都市推進課
観 光	水俣市観光再 生アクション プラン	3年後に迫る九州 新幹線全線開業を 踏まえた水俣観光 の再生	入込客の増加によ る経済浮揚を目的 に、各主体の取り 組みを明らかにす る。	平成20年度 ～23年度	産業建設部 商工観光振 興室
都 市 政 策	水俣市都市計 画マスタープ ラン	水俣まち・むらづく り読本	都市計画に関する 基本方針、将来像 の明確化	平成15年度 ～34年度	産業建設部 都市政策課
	水俣市住宅マ スタープラン		居住の将来ビジョ ンを示し、実現の 方途を示す。	平成15年度 ～24年度	産業建設部 都市政策課
	水俣市公営住 宅ストック総 合活用計画		地域実情に応じた 公営住宅ストック の活用理念と目標 の設定	平成15年度 ～24年度	産業建設部 都市政策課

水俣市総合計画策定審議会条例

昭和45年9月30日
条例第20号

(設置)

第1条 本市に、水俣市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(会務)

第2条 審議会は、水俣市総合計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を答申するとともに、自ら市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 市長は、前項の委員に欠員が生じた場合は、必要に応じ補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(費用弁償)

第8条 委員が、職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を、次のように改正する。

第2条に規定する別表中「都市計画審議会委員」の項の次に、次の1項を加える。

振興計画策定審議会委員	”	800円
-------------	---	------

附 則（昭和51年10月4日条例第22号抄）

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月25日条例第27号抄）

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月27日条例第9号抄）

1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年条例第9号）の一部を、次のように改正する。

別表中「振興計画策定審議会委員」を「総合計画策定審議会委員」に改める。

水俣市総合計画策定に関する規則

平成8年3月29日
規則第15号

水俣市振興計画策定に関する規則（昭和45年規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、水俣市総合計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（策定方針）

第2条 計画策定に当たっては、策定過程において市民の意見を十分取り入れるとともに、学識経験者等による専門的かつ総合的な見地からの指導助言を受けるものとする。

2 策定作業には、全職員が参加できるような体制の整備に努めるものとする。

（用語の意義）

第3条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合計画 本市の将来の健全な発展と望ましい都市づくりを促進するために策定する基本構想、基本計画及び実施計画からなる市政の総合的な計画をいう。
- （2） 基本構想 本市におけるまちづくりの基本方向、目標及び主要施策の構想を明らかにするものであり、計画の基幹となるべきものをいう。
- （3） 基本計画 基本構想に基づき、施策の大綱を具体化した基本施策の方向を体系的に示したものをいう。
- （4） 実施計画 基本計画に基づき具体的な事業の実施に関して作成する計画をいう。

（組織）

第4条 計画策定事務の円滑な推進を図るため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、関係課長をもって組織し、委員長は、企画課長の職にある者を充てる。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。
- 4 委員会の事務局は、総務企画部企画課に置く。

（職務）

第5条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） 計画原案の作成に関すること。
- （2） 計画策定に係る各課等との調整に関すること。
- （3） 実施計画の見直し及び調整に関すること。
- （4） その他計画策定に関し特に必要と認めること。

（作業部会）

第6条 委員会は、必要に応じ作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、計画策定に関心のある市民の自主的な参加により組織する。
- 3 作業部会の会議の議長は、部会員の互選により選出する。
- 4 作業部会の事務局は、総務企画部企画課に置く。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月20日規則第18号）

この規則は、平成16年8月23日から施行する。

第5次水俣市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程

平成21年5月8日
水俣市訓令第7号の3
水俣市水道事業管理規程第6号の2
水俣市教育委員会訓令第3-2号

(設置)

第1条 第5次水俣市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に当たり、その案を作成するため、水俣市総合計画策定に関する規則(以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、第5次水俣市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各課の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 チームは、関係課等の職員によるメンバーをもって構成し、基本政策ごとに部会を設置する。(職務従事の形態)

第4条 メンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。(策定委員会への報告)

第5条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を規則第4条による計画策定委員会(以下「委員会」という。)に報告する。

- 2 チームは、委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗状況を委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、委員会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度委員会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(事務局)

第8条 チームの事務局は、総務企画部企画課に置く。(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年5月8日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

事務局

職名	氏名	担当業務
企画課長	栄永 徳博	総括、策定委員会
企画課長補佐 (元気づくり推進室長)	関 洋一	環境部会
企画課 元気づくり推進室次長	設楽 聡	教育部会、市民意識調査、策定審議会、 計画書の作成
企画課 元気づくり推進室参事	山内 一也	経済部会
企画課 元気づくり推進室主査	深内保し美	行政システム部会
企画課 元気づくり推進室主事	川野 優子	暮らし部会、策定審議会庶務

第5次水俣市総合計画

平成22年3月発行

水俣市総務企画部企画課